

道央廃棄物処理組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例をここに
公布する。

平成26年4月1日

道央廃棄物処理組合管理者 山口 幸太郎

道央廃棄物処理組合条例第8号

道央廃棄物処理組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務に関し必要な事項については、千歳市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年千歳市条例第4号）の規定を準用する。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。